

個別でも併用でも申請可能な
3つの助成メニューで取組を応援！



1 エネルギー管理のプロフェッショナルが
効率的なエネルギー使用方法などを提案！

新設

省エネ診断の受診等

省エネ診断費・伴走支援サービスの利用料について

助成

1/2以内・最大1万円



活用例

- | | | |
|-----------------|-----------|----------------------------|
| ①省エネ診断(300kL診断) | 税抜13,280円 | ※例示用
仮定値 |
| ②省エネ伴走支援 | 税抜24,720円 | |
| ①+② | 税抜38,000円 | ➡ 税抜28,000円
(10,000円助成) |
| ①のみ | 税抜13,280円 | ➡ 税抜7,280円
(6,000円助成) |

2 CO₂排出量&エネルギー利用状況の記録管理を
デジタル化(省力化) & 見える化！

拡充

CO₂排出量等可視化 デジタルサービスの導入・利用

新規導入後の月々のサービス利用料について

助成

**1か月当たり1万円以内
対象期間内最大6万円**



※「省エネ診断の受診」と一緒に申請する場合

最大9万円に引き上げ！

3 社内で脱炭素化を先導する人材の育成手段として！
顧客対応で役立つ知識の習得の後押しにも！

従業員等による 脱炭素アドバイザー資格の取得支援

従業員等が対象資格を取得した際に、
事業者が負担した受験料などの経費について

助成

1/2以内・最大1万円



「現状把握」と「エネルギー利用の効率化」で
持続可能な省エネ・脱炭素型の経営を実現しよう！！

CO₂排出量の見える化

エネルギーコストの削減

先導役の育成

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金

令和7年度



©2015 秋田県んだッチ

詳細要件や申請方法は
裏面をご確認ください。





1 補助対象者

県内に事業所を有し、「あきたゼロカーボンアクション宣言」を登録済み 又は補助事業の完了までに登録することを誓約した中小事業者※

※ 会社法人以外の法人（社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、NPO法人、農事組合法人、事業協同組合など）と個人事業主も右表の常時雇用する従業員数の要件を満たす場合は対象に含まれます。

※ みなし大企業は対象外です。

業種の区分	常時雇用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	50人以下
サービス業（宿泊業）	100人以下
卸売業	100人以下
その他の業種	300人以下

県が登録事業者の脱炭素化の取組を公式ウェブサイトなどで発信します！



2 補助対象となる経費（消費税及び地方消費税は対象外）

① 省エネ診断の受診等

- 省エネ診断の診断料
- 省エネ伴走支援の利用料

② CO2排出量等可視化 デジタルサービスの導入・利用

- 可視化サービスの利用料
（導入に係る初期費用は除く）



県内で活動する省エネ診断機関等についてはこちら
美の国あきたネット
(84910)

対象要件： 次の1～3のいずれかを満たす事業者が提供するサービスに限ります

- 1 国の補助金が充当されている省エネ診断を実施しているもの（①のみ）
- 2 資源エネルギー庁「省エネ・地域パートナーシップ」において県内のパートナー金融機関となっているもの（①②）
- 3 2と連携※して中小事業者向けの省エネ・脱炭素化支援を行っているもの（①②）
※連携協定などを締結している等（他県での連携実績でも可とします）

③ 従業員等による 脱炭素アドバイザー資格の取得支援

- 受験料
- 登録料
- セミナー講座の受講料※
- 参考図書の購入費※

対象要件： 次のとおりです

- 環境省認定「脱炭素アドバイザー資格」であること（認定レベルは問いません）
- 補助対象は合格者2名分（1人当たり1資格）

※資格試験の実施機関が受講や購入を指定、または推奨しているものに限ります。

3 補助対象期間

交付決定日 から 令和8年3月31日 まで

※対象期間外での契約及び支出は補助対象外となるため留意してください。

令和7年4月1日より随時申請を受け付けます（※先着順）

補助金申請までの流れ



こちらの二次元コードからも様式の掲載ページにアクセスできます。
※Q&Aや記載例も掲載中！

1 補助金等申請書を県公式ウェブサイト（コンテンツ番号79732）からダウンロード

2 必要事項を記載し申請書と添付書類を県に提出（メール推奨）

郵送

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
秋田県生活環境部温暖化対策課

Eメール

en-ondanka@pref.akita.lg.jp

お問い合わせ先

秋田県生活環境部温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム
TEL 018-860-1573 / Eメール en-ondanka@pref.akita.lg.jp